

委員会提出議案第1号

西東京市市民交流施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに西東京市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年2月25日

提出者 議会運営委員長 酒井 こう一郎

西東京市市民交流施設条例の一部を改正する条例

西東京市市民交流施設条例（平成17年西東京市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表一般型交流施設の部上向台地区会館の項位置の欄を次のように改める。

西東京市向台町六丁目1番14号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市民交流施設の位置を改める必要がある。